

相楽郡広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例

(平成18年3月制定)

(設置)

第1条 相楽郡広域事務組合情報公開条例(平成18年相楽郡広域事務組合条例第1号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度及び相楽郡広域事務組合個人情報保護条例(平成18年相楽郡広域事務組合条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、相楽郡広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 情報公開条例第12条第1項及び個人情報保護条例第20条第1項の規定による諮問に関すること。

(2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関すること。

(3) その他代表理事が特に必要と認める事項

(委員)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから代表理事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、関係実施機関の職員その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、代表理事の事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。